

知的財産に関する基本方針

27 独セ第 1095 号

平成 27 年 11 月 18 日

(令和 4 年 3 月 29 改正)

I はじめに

我が国の農林水産物・食品は、農林水産事業者及び食品等事業者、地方公共団体・試験研究機関の関係者等の高品質・高付加価値なものを作る技術やノウハウ、我が国の食文化や伝統文化等の「知的財産」によって、他国に類を見ない特質・強さを有している。

経済のグローバル化に伴い、農林水産物・食品を含む大量の物資の国境を越えた流通が活発化する中、世界的な需要の拡大は日本の食材・食品・食文化に対する海外の関心の高まりと相まって、我が国の農林水産物・食品の輸出の拡大につながっている。海外市場での需要の拡大は、海外市場をターゲットとして多様なビジネス展開につながっており、知的財産の保護の局面も増加している。特に、海外市場で日本のブランド製品の模倣品等が流通する事案や我が国で開発された優良品種の海外流出品と日本産品が競合する事案が発生したほか、和牛の遺伝資源が不正に海外へ持ち出される事案が確認された。我が国の農林水産分野及び食品分野の知的財産の侵害、海外流出により、真正な我が国の製品のブランド価値が毀損され、努力してきた地域の農林水産事業者や研究開発機関の本来得られるべき利益や権利が著しく損なわれるばかりか、確保できていた有力な海外市場を失うおそれがある。

また、今般の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) (以下、「新型コロナ」という。) の影響により、社会全体でデジタル化及びデータ活用の動きが急速に進んでいる。農業分野の生産性や品質の向上のための農業技術の高度化が進展する中で、我が国の熟練農業者の暗黙知であるノウハウを AI の活用により形式知化したソフトウェア等の研究・開発が進められており、生産性や所得の向上をはじめ国内農業の発展のために重要な取組であることは理解されつつある。しかしながら、これらのノウハウや成果物等の知的財産が、もし農業関係者の意に反して海外流出すれば、無断で持ち出された我が国の優良品種といった他の知的財産と組み合わせられることで、我が国からの輸出品との競合が更に激化すると不安視する声も聞かれる。仮に、知的財産である農業ノウハウを適切に保護・活用できる環境を整備しなければ、このような競合により我が国の農業の発展が阻害されるおそれがある。このような背景のもと、独立行政法人家畜改良センター (以下「センター」という。) においても、知的財産について戦略的に活用することが求められている。

このため、本基本方針を策定し、センターの役職員が知的財産に関して十分理解し、その有効的な活用を含めた取扱いに関する認識の共有を促進するものとする。

なお、農林水産省知的財産戦略 2025 の中には、センター業務に係る

- ・スマート農林水産業の推進
- ・SDGs を背景とした技術開発や国際標準化への対応
- ・知的財産を適切に保護・活用するための体制整備・人材育成
- ・グローバル時代における知的財産の保護・活用
- ・和牛遺伝資源
- ・スマート農林水産業時代におけるデータの利活用促進
- ・公的試験研究機関における知的財産マネジメント

- ・オープン・クローズ戦略の必要性が記述されており、これらについて考慮しながら知的財産に関する業務にあたる必要がある。

II 知的財産のマネジメントに係る基本的な方針

1 センターで取扱う知的財産の範囲と管理の基本的考え方

我が国の畜産業が、生産額や市場の拡大と所得や利益の確保を同時に達成し、持続的に成長・発展していくためには、知的財産を戦略的に活用して、新たな技術の社会還元を進めることが重要である。センターの目的である優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図るための調査研究の成果や新たな改良、飼養技術を円滑かつ効果的に普及させることはセンターの重要な使命の一つである。したがって、これらの成果の普及のために公的機関として権利化の是非を戦略的に検討し、権利化が必要な場合は、成果を特許等の知的財産権として保護し、効果的及び効率的に技術移転することが重要である。

このため、センターでは、取扱う知的財産権を、特許権、育成者権、実用新案権、著作権（プログラム及びデータベースを含む。）、意匠権及び商標権その他の知的財産権に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利とする。また、知的財産権の他、有体物に係る財産権及びノウハウを含めた知的財産の適正な管理を行うとともに役職員で共通認識を保有するものとする。

2 研究成果等の権利化と普及

センターは、研究成果による知的財産の戦略的活用を達成するため知的財産マネジメント委員会を設置し、知的財産として戦略的に権利化をするものあるいはしないものを類別し、権利関係事務の効率化を図るものとする。なお、この類別は不変的なものではなく、調査研究等の進捗状況や伸展に応じて、費用対効果も十分に考慮の上、権利化等についての判断を行うものとする。

（1）知的財産マネジメント委員会

知的財産を戦略的にマネジメントするため、知的財産マネジメント委員会を設置する。

委員の構成は以下のとおり。

委員長は、理事長とし、委員は本所に所属する役職員のうち、理事（企画調整担当、総務担当）、部長、技術統括役、課長（企画調整課、管理課、総務課、会計課、管財課）、その他理事長が必要と認めた者。

（2）権利化を行う場合

ア 基本的な技術

将来的に多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性がある基本的な技術については、権利化を行い、その実用化に向けた共同研究等を効果的に進めるものとする。

イ 商品化が期待される技術

企業等において商品化が十分に期待される技術については、権利化を行い、許諾先の企業等による経済活動を通して成果の活用を促進することを原則とする。このことにより、実施料収入による知的創造循環への貢献、開発技術に対する認知度・評価の向上及び研究者の意欲の向上等も期待される。

ウ 家畜、植物新品種

家畜については、知的財産としての権利化に関する法令等がないことから、特徴的な遺伝子情報等の権利化を行うことにより遺伝資源の保護や育種改良を推進するものとする。

植物の新品種及び中間母本については、積極的な権利化を行い、優良な新品種の安定的生産・普及を図るとともに、外国からの違法な生産物の輸入阻止のため育成者権を活用するものとする。

また、我が国で開発した品種等が、無断で外国に持ち出され、外国で増殖されたものが不法に我が国へ輸入される事例がみられることから、外国で利用される可能性や国内畜産業への影響及び費用対効果を考慮した上で、外国への品種登録又は特許の出願を行うものとする。なお、外国への品種登録又は特許の出願を行う場合には、権利侵害を防止する観点から、遺伝子情報の識別技術の開発等に努めるものとする。

エ 研究成果の普及

センターは、権利化を行うこととした研究成果の普及に努めるものとする。

また、センターの成果名を用いた粗悪な類似商品等の流通を防止する必要がある場合等研究成果の適切な普及を促進する上で必要性が高いと考えられる意匠、商標については、出願、登録を行うものとする。

(3) 権利化を行わない場合

ア 社会全体で共有すべき技術

現場で経験的に取り組まれている技術を科学的に解明した研究成果やその技術の改良に関する研究成果については、対象事業者である農業者等が零細かつ多数であることから、権利化を行わず論文等で公表し、公立試験研究機関や普及組織を通じて普及を行うこと等により活用を促進するものとする。

イ オープン・クローズ戦略の対象となる知的財産

知的財産を営業秘密として秘匿化（クローズ）した上で、それ以外の知的財産を商標権、特許権や育成者権等として権利化・許諾することを組み合わせつつ、後続企業の協力を得ながらセンターの優位性を確保するようなビジネスモデルを構築することが可能な場合には、秘匿化することが適当な知的財産は権利化を行わないものとする。

ウ 利用範囲が極めて限定的な技術

商品化につながることを期待されず、大学や公立試験研究機関等の研究者のみが利用するなど利用範囲が極めて限定的である研究成果については、権利化を行わないこととする。

3 知的財産の活用及び管理

(1) 効果的な権利の実施許諾及び譲渡

知的財産権については、センターが公的機関であることを踏まえ、発明者の意向も考慮しつつ、原則として、非独占的通常実施権による許諾を行う。

ただし、許諾先企業等の意欲を高めることによって知的財産権の利活用を促進することが有効であり、かつ公益性、公平性の観点から問題がないと判断される場合には、案件ごとに対外的な透明性にも十分配慮しつつ、許諾先と協議の上対価を決定し、一定期間に限り独占的通常実施権を付与することを検討する。なお、許諾する実施権の一部又は全てを第三者に委託し又は供与することは原則とし

て認めないこととする。

許諾の対価については、研究成果の利活用を促進する観点から、発明者の意向も考慮しつつ、許諾案件ごとに許諾先と協議の上、合理的な実施料を決定する。

また、知的財産権の利活用を促進する上で真に合理的と認められる場合には、透明性や公平性の確保など一定の条件の下で、当該権利を原則として有償で他に譲渡する。

(2) 企業等との連携の推進

研究成果の社会還元を効果的に進めるため、センターの体制を整備し、連携のターゲットを明確にした情報発信、マッチングイベントへの参加、共同研究の提案、知的財産権の実施提案等、知的財産権を核とした幅広い産学官連携活動を推進する。

また、センターが保有する特許権等の幅広い分野における有効な活用を追求するため、TLO (Technology Licensing Organization: 技術移転機関) と連携、実用化、商品化を図る。

(3) 知的財産の管理

センターは、調査研究の成果等を知的財産権として保有するまでの経過の記録を保存するものとする。また、センターは、権利化をする場合の出願、取下げ、認可、取消し等知的財産権に関する財産管理を適切に行うものとする。

さらに、権利化しない知的財産にあっても、有用性が認められるもの（緬山羊の繁殖、飼養技術やそのノウハウ等）は、技術やノウハウの継承、あるいは資料（映像資料を含む。）の作成等により技術やノウハウが散逸しないよう適切に保存することとし、外部からの要請があった場合には迅速に提供できるように管理する。

(4) 知的財産権の見直し

センターが保有する知的財産権については、許諾の可能性や経費の効果的利用の観点、研究推進上の必要性等を勘案し、権利を維持すべきか放棄すべきかの判断を行うものとする。

4 知的財産の管理と活用に関する取組み

(1) 知的財産部門の体制・役割

知的財産の権利化が適当と判断される場合には、センターの社会的評価の向上や知的創造循環の実現の観点から、センターとしての組織的支援や研究者の意識向上を通じて、権利化の促進に積極的に取り組むものとする。

このためには知的財産の管理及び活用を促進し、研究成果の事業化の可能性に関する情報収集等知的財産に関する業務を集中化することが必要であり、センターの知的財産に関する審査は知的財産マネジメント委員会において、以下を行うものとする。

ア 研究者から提出された発明等届に基づき研究成果が職務発明であるかどうかの認定及びオープン・クローズ化も含めて権利化に向けた審査・判断や出願特許等の維持の判断、センターが保有している知的財産権の見直し、および侵害行為があった場合の侵害対策（警告、差し止め訴訟の提起等）、本基本方針の改正等を行う。

イ 各年度前期及び後期に各1回ずつ開催する。なお、緊急な案件がある等、必

要な場合には臨時に開催する。
ウ 事務は企画調整部が行う。

(2) 知的財産の発明者に対する措置と役職員への周知

センターは、発明者の権利を尊重し調査研究等の意欲を高めるために発明に対する対価の支払いを発明者に行うとともに、知的財産権取得へ貢献した場合には個人あるいは、研究メンバーの業績の評価に反映させる。

また、役職員等の意識向上のため、本基本方針及び知的財産マネジメント委員会の運用状況等を役職員へ周知徹底し、研究開発の推進状況、共同研究その他研究開発に関する契約を締結する際の条件等、企画調整部（知的財産担当部署）に随時報告し、相談することを徹底させる。

(3) 研究の前段階における知的財産の取扱い

日本をはじめ多くの国で採用されている先願主義においては、最先の出願者へのみ知的財産権が与えられることから、一日も早い出願が望まれる。このため、研究者等は研究計画の企画・立案時、調査・実験の過程、学会発表等、研究のいずれの段階においても、常に知的財産権化の可能性を念頭に置き、センターの知的財産担当者等に相談するようにするものとする。

(4) 学会・論文発表前の出願

学会への発表や学術雑誌等への論文を投稿する際には、知的財産権を取得するにふさわしい発明は、学会発表又は論文等の公表日前に、センターの知的財産担当者へ相談するものとする。

学会発表、論文投稿以外の外部公表についても、原則として上記に準ずることとし、特許法第30条の新規性喪失の例外規定の適用（6ヶ月間の猶予）は極力避けることが望ましい。

なお、出願書類の作成にあたっては、発明内容に最も精通している発明者自身が、当該発明の新規性、進歩性を明確にしつつ、センターによる円滑な出願手続に協力する。

(5) 知的財産に対する職員の意識向上

調査研究を行うにあたっては、日頃からテーマやその周辺における特許等技術情報の把握に努めるとともに、企画段階から成果の利活用について具体的なイメージを持ち、知的財産権の確保を意識した研究の推進に努める。

また、公的機関の職員の責務として、国民の共有財産たる知的財産権の確保とその実施による社会発展への寄与を自覚し、研究成果の権利化と活用に積極的に取り組む必要がある。さらに、論文発表と知的財産権の取得を同じ位置付けで扱うという意識を確立し、個人の判断で論文発表を先行させるといったようなセンターの知的財産権の確保や利活用の方針に反することのないよう、知的財産制度の意義と内容の理解に努める。

また、センターの役職員は、センターが保有する知的財産（知的財産権を取得する可能性のあるものを含む。）が不透明な形で外部に流出することのないよう、厳に知的財産に係る情報セキュリティの確保に努めるとともに、必要に応じて研究者等への知的財産権に関する教育訓練を実施する。

(6) 侵害行為への対応

研究成果の社会還元に必要な権利保護を実効あるものにするため、関係業界、実施者等との連携を密にして情報収集に努め、侵害行為の事実把握等に当たるとともに、侵害行為に対しては、センター内の知的財産マネジメント委員会を通じて警告、差止訴訟の提起等適切な対応を行う。